

2023年12月15日

各位

不動産投資信託証券発行者名
積水ハウス・リート投資法人
代表者名 執行役員 木田 敦 宏
(コード番号：3309)

資産運用会社名
積水ハウス・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 阿 部 亨
問合せ先 IR部長 齋 藤 孝 一
TEL. 03-6447-4870 (代表)

規約の一部変更及び役員を選任に関するお知らせ

積水ハウス・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員を選任に関して、下記の通り2024年1月24日に開催する本投資法人の第6回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約の一部変更について

変更の理由及び議案の要領は以下のとおりです。

- (1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされていることから、この点を明確化するとともに、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。）で定めるものの全部又は一部については、書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる旨を規定するものです（変更案第9条第3項及び第4項関係）。
- (2) コーポレートガバナンスの強化の観点から、役員会規程の定めに従い監督役員を役員会の議長とすることができる旨を規定するものです（現行規約第23条第1項関係）。
- (3) 資産運用の対象とする資産の種類に、信用金庫法に定める出資を追加することにより、信用金庫に対する出資を行うことができる旨を明確化するものです（現行規約第32条第3項関係）。
- (4) 上記のほか、条項の新設等に伴う字句の修正及び条文の整備等を行うものです。

（上記規約の一部変更の詳細については、添付資料「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

2. 役員を選任について

- (1) 執行役員木田敦宏は、2024年1月31日をもって任期満了となりますので、改めて2024年2月1日付で執行役員1名（候補者：木田敦宏）の選任をお願いするものです。
- (2) 執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2024年2月1日付で補欠執行役員1名（候補者：阿部亨）の選任をお願いするものです。
- (3) 監督役員矢田悠及び山下玲の両名は、2024年1月31日をもって任期満了となりますので、監督体制のさらなる充実及び強化を図るため、監督役員の員数を1名増員し、2024年2月1日付で監督役員3名（候補者：矢田悠、山下玲、杉浦綾子）の選任をお願いするものです。

（上記役員選任の詳細については、添付資料「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

3. 本投資主総会等の日程

2023年12月15日 本投資主総会提出議案承認の役員会

2024年1月5日 本投資主総会招集ご通知の発送（予定）

2024年1月24日 本投資主総会開催（予定）

（注）本投資法人は、本投資主総会における承認可決後、必要となる関係法令に基づく届出等の手続きを速やかに行う予定です。

以上

※ 本投資法人のウェブサイト：<https://www.sekisuihouse-reit.co.jp/>

<添付資料>

- ・第6回投資主総会招集ご通知

(証券コード3309)
(発信日) 2024年1月5日
(電子提供措置の開始日) 2023年12月28日

投資主各位

東京都港区赤坂四丁目15番1号

積水ハウス・リート投資法人

執行役員 木田 敦宏

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

議決権の行使は、書面によって行うこともできます。書面による議決権の行使をご希望の場合、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2024年1月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。なお、ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の意思表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人の現行規約第17条第1項及び第2項におきまして、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めています。

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第17条 （みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第6回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<本投資法人ウェブサイト>

<https://sekisuihouse-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「積水ハウス・リート投資法人」又は「コード」に「3309」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010030Action.do>

さらに、電子提供措置事項は、上記各ウェブサイトのほか、株式会社プロネクサスのウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の株式会社プロネクサスのウェブサイトアクセスして、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<株式会社プロネクサスウェブサイト>

<https://d.sokai.jp/3309/teiiji/>

敬 具

記

1. 日 時 2024年1月24日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル3階
大手町サンケイプラザ 会議室301～304
（末尾の「第6回投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員3名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 投資主総会出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください。

(2) 書面による議決権行使の場合

2024年1月23日（火曜日）午後6時までに到着するよう、同封の議決権行使書面に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

(3) 代理人による議決権行使の場合

議決権を有する他の投資主様1名が、代理人として本投資主総会に出席し、議決権を行使することが可能です。代理人の方は、代理権を証する書面を、同封の議決権行使書面とともに会場受付にご提出ください。

(4) 投資主総会参考書類の記載事項を修正する場合の周知方法

電子提供措置事項について修正が生じた場合には、本投資法人のウェブサイト、東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）及び株式会社プロネクサスのウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

以 上

当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場内におきまして、本投資法人の資産運用会社である積水ハウス・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされていることから、この点を明確化するとともに、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。）で定めるものの全部又は一部については、書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる旨を規定するものです（変更案第9条第3項及び第4項関係）。
- (2) コーポレートガバナンスの強化の観点から、役員会規程の定めに従い監督役員を役員会の議長とすることができる旨を規定するものです（現行規約第23条第1項関係）。
- (3) 資産運用の対象とする資産の種類に、信用金庫法に定める出資を追加することにより、信用金庫に対する出資を行うことができる旨を明確化するものです（現行規約第32条第3項関係）。
- (4) 上記のほか、条項の新設等に伴う字句の修正及び条文の整備等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第9条（開催及び招集）</p> <p>1. ～ 2. （省略） （新設）</p> <p>（新設）</p> | <p>第9条（開催及び招集）</p> <p>1. ～ 2. （現行通り）</p> <p><u>3. 本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>4. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投信法施行規則で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |
| <p>第23条（役員会招集者及び議長）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. （省略）</p> | <p>第23条（役員会招集者及び議長）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、<u>役員会において定める役員会規程に従い当該執行役員又は監督役員がその議長となる。</u></p> <p>2. （現行通り）</p> |
| <p>第32条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～ 2. （省略）</p> <p>3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、次に掲げる資産に投資することがある。</p> <p>①～⑬ （省略） （新設）</p> <p>⑭その他、金融商品取引所等の規則上取得可能なものであり、本投資法人の保有に係る不動産関連資産の運用に必要な又は有用なもの</p> <p>4. （省略）</p> | <p>第32条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～ 2. （現行通り）</p> <p>3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、次に掲げる資産に投資することがある。</p> <p>①～⑬ （現行通り）</p> <p><u>⑭信用金庫法（昭和26年法律第238号、その後の改正を含む。）に定める出資</u></p> <p><u>⑮</u>その他、金融商品取引所等の規則上取得可能なものであり、本投資法人の保有に係る不動産関連資産の運用に必要な又は有用なもの</p> <p>4. （現行通り）</p> |

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員木田敦宏は、2024年1月31日をもって任期満了となりますので、改めて2024年2月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項の定めにより、2024年2月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2023年12月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略 | 歴 |
|---------------------------------|----------|---|
| きだ あつひろ 木田敦宏 (1961年8月14日) | 1985年4月 | 積水ハウス株式会社 入社 経理部 |
| | 2001年4月 | 同社 関連企業部 |
| | 2005年7月 | 同社 経理部 |
| | 2005年8月 | ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 出向 財務経理部 |
| | 2008年8月 | 積水ハウス株式会社 経理財務部 |
| | 2010年9月 | 積水ハウス・S Iアセットマネジメント株式会社 取締役就任 |
| | 2013年10月 | S Hホテルシステムズ株式会社 監査役就任 |
| | 2014年4月 | 積水ハウス投資顧問株式会社 (現 積水ハウス・アセット マネジメント株式会社) 出向 取締役管理本部長就任 |
| | 2018年5月 | 同社 取締役就任 (現任) |
| | 2021年2月 | 本投資法人 執行役員就任 (現任) |

- ・上記執行役員候補者は、本投資口を保有していません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している積水ハウス・アセットマネジメント株式会社の取締役です。
- ・上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により執行役員への選任が承認され執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しています。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2024年2月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第22条第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2023年12月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略 | 歴 |
|--------------------------------------|----------|---|
| あべ 阿部 (1964年4月13日) とおる 亨 | 1990年4月 | 積水ハウス株式会社 入社 都市開発事業部 |
| | 1999年4月 | 同社 東京マンション事業部 |
| | 2005年5月 | 同社 開発事業部 |
| | 2005年8月 | ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 出向 不動産投資本部 投資企画部長 |
| | 2007年11月 | 積水ハウス株式会社 開発企画部 |
| | 2009年2月 | 同社 国際事業部 |
| | 2009年4月 | セキスイハウスオーストラリア 出向 代表取締役社長就任 |
| | 2019年10月 | 積水ハウス株式会社 東京マンション事業部長 |
| | 2021年2月 | 積水ハウス・アセットマネジメント株式会社 出向 代表取締役社長就任 (現任) |

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資口を保有していません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している積水ハウス・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しています。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員矢田悠及び山下玲の両名は、2024年1月31日をもって任期満了となりますので、監督体制のさらなる充実及び強化を図るため、監督役員の員数を1名増員し、2024年2月1日付で監督役員3名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項の定めにより、2024年2月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | ふりがな氏名 (生年月日) | 略 歴 | |
|-------|-----------------------------------|--|---|
| 1 | やだ ゆう 矢田 悠 (1980年5月15日) | 2007年12月 2012年7月 2014年3月 2014年4月 2014年7月 2018年2月 2019年10月 2022年2月 | 森・濱田松本法律事務所 入所 証券取引等監視委員会 出向 金融庁監督局証券課 出向 (併任) 金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 出向 (併任) 森・濱田松本法律事務所 復帰 ひふみ総合法律事務所 設立 (現任) 株式会社VIDA Corporation 社外監査役就任 本投資法人 監督役員就任 (現任) |
| 2 | やま した れい 山下 玲 (1979年12月23日) | 2005年12月 2007年7月 2010年8月 2019年10月 2022年2月 | 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 福岡事務所 入所 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 東京事務所 金融サービス部 山下玲公認会計士事務所 開設 (現任) ジャパン・インフラファンド投資法人 監督役員 (現任) 本投資法人 監督役員就任 (現任) |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略 | 歴 |
|-----------|---------------------------------------|---|---|
| 3 | すぎ うら あや こ 杉 浦 綾 子 (1966年6月19日) | 1989年4月 1995年2月 2000年7月 2009年4月 2009年10月 2013年5月 2014年4月 2014年9月 2016年4月 2017年9月 2019年6月 2019年9月 2023年7月 2023年9月 | 三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会社） 入社 株式会社緒方不動産鑑定事務所 入社 同社 取締役就任 早稲田大学会計大学院 兼任講師（現任） 国土交通省 不動産鑑定士試験委員就任 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会 副会長就任 国土交通省 土地鑑定委員会専門委員就任 積水ハウス投資顧問株式会社（現 積水ハウス・アセットマネジメント株式会社） 投資委員会外部委員就任 武蔵野大学 客員教授就任（現任） 株式会社フロネシス 入社 執行役員不動産鑑定部長就任 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 副会長就任（現任） 東京国税局土地評価審議会 委員就任（現任） 国土交通省土地鑑定委員会 委員就任（現任） 株式会社杉浦総合鑑定 代表取締役就任（現任） |

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資口を保有していません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。
- ・上記監督役員候補者のうち矢田悠及び山下玲は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により監督役員への選任が承認され監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、上記監督役員候補者のうち杉浦綾子は、本議案により監督役員への選任が承認され監督役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しています。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第17条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

第6回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル3階 大手町サンケイプラザ 会議室301～304
電話 03-3273-2230



- ・地下鉄 丸の内線・半蔵門線・千代田線・東西線・都営三田線
大手町駅下車 A4出口・E1出口直結
- ・J R 東京駅丸の内北口より徒歩7分

(お知らせ)

- ・誠に申し訳ございませんが、駐車場設備のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・投資主総会にご出席の投資主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。